

住民監査請求の受理について

6月15日（月）、札幌市在住の個人（以下「請求人」という。）から地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求書（札幌市職員措置請求書）が提出され、この度、監査委員はこれを受理いたしました。

【請求の趣旨】

- ・ 一般社団法人札幌市 PTA 共済会（以下「共済会」という。）は、共済会が行う共済に加入する単位 PTA（※1）を組織する札幌市立小学校・中学校・義務教育学校（以下「学校」という。）で発生した児童・生徒の学校管理下外の怪我などに対して、共済金を支払っている。
- ・ このような学校には校務分掌で「共済会担当」が置かれ、校長の職務命令により、共済会担当教職員が勤務時間中に公務として、共済会業務（※2）に従事している。
- ・ 共済会業務は、札幌市教育委員会（以下「市教委」という。）が教職員の勤務時間中の公務として定義しているものではなく、これまでの経緯や共済会から学校の校長への私的依頼などにより行われている。
- ・ 共済会業務のほとんどは、児童・生徒の学校管理下外の傷害事故に関連する業務であり、地方公務員法第35条の職務専念義務に違反している。また、教職員でなければできない業務ではない点などからも、共済会業務に従事させることは不当である。
- ・ このため、①共済会業務に従事した時間分の教職員の給与、②教職員が共済会説明会に出席するための外勤交通費、③「事故報告書」等の送付事務の際に使用した学校の FAX や市内メールの使用料等相当額について、札幌市に財務会計上の損害をもたらしている。
- ・ よって、上記①～③の損害について札幌市長、市教委及び職務命令を発した校長が賠償するとともに、市教委が学校に対して勤務時間中に公務として共済会業務に従事することを禁ずる通知を発出するなどの措置を求める。

※1 単位 PTA：学校ごとに組織されている単位 PTA をいう。

※2 共済会業務：共済会加入保護者からの掛金徴収事務、共済会への掛金送金事務、保護者からの「事故報告書」点検事務、共済会への「事故報告書」送付事務、共済会説明会への出席 等の業務をいう。

【陳述の場について】

請求人に対して陳述の場を設けますが、請求人からの要請により非公開とします。

【今後の予定】

請求があった日から 60 日以内（8月14日まで）に監査を実施し、結果は請求人に通知するとともに公表します。